

令和5年度 土地改良技術
土地改良技術事務所庁舎外壁塗装工事

特 別 仕 様 書 (案)

近畿農政局土地改良技術事務所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	令和5年度 土地改良技術 土地改良技術事務所外壁塗装工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）及び農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和5年9月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 なお、標準仕様書、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1.目的	本工事は、近畿農政局土地改良技術事務所「事務所棟」の外壁塗装工事を行うものである。	
2.工事場所	京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地	
3.工事概要	外壁塗装 1,394㎡	
4.工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。 なお、施工数量調査の結果、外壁改修工事数量の変更が生じる場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。	
5.工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期を発注者に通知しなければならない。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：工事の始期から126日間 （ただし、令和5年11月7日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限日から126日間で工事を完了させること。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1.作業可能日数	本工事の作業可能日数は18日（月平均）と想定している。	
2.作業時間の制限	本工事の作業時間は、8時30分から17時15分とする。	

項 目	内 容	摘 要
3.施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、祝日、年末年始休暇（令和5年12月29日～令和6年1月3日）。 ただし、週休2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第4章 現場条件		
1.石綿含有物	1) 土地改良技術事務所庁舎外壁に塗装されている外壁吹付仕上材塗材の下地調整材には石綿が含まれており、石綿障害予防規則第3条第4項に基づく、石綿分析調査は実施済みである。 2) 土地改良技術事務所の既存シーリング材には石綿が含有している可能性があるため、定性分析（JIS A 1481）3検体を行うこと。	
2.第三者に対する措置		
(1)騒音・振動対策	騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに関係法令を遵守し、地域住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。	
(2)交通対策	工事用車両の通行に際しては、交通安全に万全を期し、一般車両の通行に支障をきたさぬよう留意しなければならない。	
(3)安全衛生管理	1) 受注者は工事中における全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規制、標示、現場立入の規制等を設け、第三者及び工事関係者に周知徹底するものとする。 2) 上記の安全作業のために必要な施設を設置し、保安・防災・衛生に万全を期すものとする。	
(4)通行規制	工事現場までの道路は8 ton 車の通行が可能であるが、工事用資機材等の工事現場への搬入に際し、通行規制等が必要となる場合には、監督職員と十分協議し、受注者の責任において手続きを行うものとする。 また、事務所敷地内で一般車両等の通行に支障が生じる場合は、事前に監督職員と協議し、対策を行うこととする。ただし、対策に要する費用は設計変更の対象とする場合がある。	
(5)関係機関への届け出	石綿障害予防規則に基づく事前調査結果の届出は、石綿事前調査結果報告システムを使用し、受注者において行うこと。また、報告結果を打合せ簿で提出すること。 なお、届出に必要となる事前調査については、発注者において実施済みであり、契約締結後に報告書を貸与する。	
第5章 工事用地等		
1.発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、本工事予定地内のみである。なお、発注者が確保している工事用地等以外での用地を必要とする場合は、全て受注者の責任において処理するものとする。	

項 目	内 容	摘 要										
第6章 工事用電力等 1.工事用電力	本工事で使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。											
2.工事用水	本工事の水洗い工法で使用する工事用水の使用料は、発注者が負担するものとする。											
第7章 工事用材料 1.規格及び品質	本工事で使用する主要機材の規格及び品質は標準仕様書及び設計図書に示すとおりであるが、これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。 なお、J I S規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）とする。											
2.見本又は資料提出	設計図書に示す主要機材及び監督職員が指示する材料については、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。											
3.監督職員の検査又は試験	標準仕様書1章各省共通事項4節材料によるものとする。											
第8章 施工 1.一般事項 (1)検測又は確認（施工段階確認）	本工事の検測又確認は、作業段階に応じて立ち会いで行うことを原則と考えているが、それによらない場合、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので監督職員が提出を求めた場合これに応じなければならない。											
(2)石綿含有廃棄物の処分等	本工事の施工に伴い発生する石綿含有産業廃棄物の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき適切に行うものとする。 本工事では、次に示す最終処分場で処理するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。											
	<table><tr><td>廃 棄 物</td><td>処 理 施設名</td><td>住所</td><td>受け入れ 時 間</td><td>事業区分</td></tr><tr><td>廃石綿等</td><td>(株) 京都環境 保全公社 瑞穂 環境保全セン ター</td><td>京都府船井郡京 丹波町猪鼻冠石 1-1</td><td>9:00～ 16:30</td><td>建設発生 土受入業 者</td></tr></table>	廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分	廃石綿等	(株) 京都環境 保全公社 瑞穂 環境保全セン ター	京都府船井郡京 丹波町猪鼻冠石 1-1	9:00～ 16:30	建設発生 土受入業 者	
廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分								
廃石綿等	(株) 京都環境 保全公社 瑞穂 環境保全セン ター	京都府船井郡京 丹波町猪鼻冠石 1-1	9:00～ 16:30	建設発生 土受入業 者								
第9章 施工管理 1.主任技術者等の資格	主任技術者の資格は、入札公告によるものとする。											
2.施工管理	施工管理及び品質管理については、標準仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」によるものとする。											

項 目	内 容	摘 要
第10章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的・人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1. 第三者との協議によるもの 2. 契約図書に示す数量に変更があった場合 3. 工期の変更が生じた場合 4. 土質 5. その他、現場条件に著しい相違があった場合	
第11章 公共工事関係調査に対する協力	受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。	
第12章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のとおり提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. CORINS への登録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
3. 法定外の労災保険の付保	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	
4. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。	

項 目	内 容	摘 要								
	② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 (現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)</td><td>4週7休以上 4週8休未満 (現場閉所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満)</td><td>4週6休以上 4週7休未満 (現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上25%未満)</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		4週8休以上 (現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)	4週7休以上 4週8休未満 (現場閉所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上25%未満)	労務費	1.05	1.03	1.01	
	4週8休以上 (現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)	4週7休以上 4週8休未満 (現場閉所率 25%(7日/28日)以上28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上25%未満)							
労務費	1.05	1.03	1.01							
5. 共通事項所の適用 対象外項目	本工事では、共通事項書の8.現場環境改善費、12.総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）については、適用対象外とする。									
第13章 定めなき事項	この仕様書に定めのない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。									

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契 約 予 定 年 月 日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。